

日高市告示第206号

公 示 送 達 書

下記の書類は、当市総務部収税課に保管してありますので出頭のうえ受領してください。
地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

令和8年8月13日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

通知書 番 号	送達すべき書類	送達を受けるべき者
		氏名又は名称
238178	令和8年度市県森税第1期督促状	DINH MINH THANG
	以下余白	

※上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、令和8年8月20日に書類の送達があったものとみなされます。